

ペースメーカーとマラソン競技論

岡田 猛*

(2011年10月25日 受理)

Pacemaker and the Nature of Marathon Race

OKADA Takeshi

Abstract

In this study the use of pacemakers in marathon races is discussed from two perspectives.

Firstly, the effect of pacemaker use on the race is discussed. The use of pacemaker contributes to the progress of winning records, but alienates the pace-making ability on the side of runners. On the 42.195 km long distance race it is an especially vital factor how runners do pacing. The winning and records which are achieved by runners with the help of pacemakers are not authorized. The case of female runners with male pacemakers is not authorized by the same token.

Secondly, the eligibility of pacemakers' participation in marathon races is discussed. The pacemakers are selected because they have almost the same ability as a potential winner of the race. The style of pacemaker's participation that presupposes leaving the track in advance in spite of his completion ability is against the ethics of marathon participation. It is presumed that the pacemaker lacks the participant qualification of runner.

In conclusion the use of pacemaker in marathon race is against the nature of the marathon race.

Key words: marathon race; pacemaker; authorization of winning; participant qualification of pacemaker

* 鹿児島大学教育学部 教授

はじめに

国内を含め、主要なマラソン競技大会ではペースメーカーの参加・出場が常態となってきた。

日本でペースメーカーの出場が初めて公表されたのは2003年12月に開催された福岡国際マラソンであった。しかし実際には同マラソンでも1990年頃から海外招待選手としてペースメーカーが起用されていたという¹。公表されてこなかったのは陸上競技にある「助力を得てはならない」という規則に違反するという嫌疑からであった。(日本陸上競技連盟競技規則 第144条②-(3)で「その競技に参加していない者によってペースを得ること、および先頭の競技者から1週遅れるか、1週遅れそうになった競技者がペースメーカーとして競技すること、あるいはその他の技術的な装置によってペースを得ること。」は“競技者に対する助力”とみなされ禁止されている)

海外の主要レースでは既に1980年代半ばからペースメーカーが起用され始めたといわれており、国際陸上連盟 (IAAF) は2002年に「事前に公表し、専用のゼッケンをつける」などの条件を付してペースメーカーは規則にいう助力には当たらない旨の見解を示したのであった。

日本陸上競技連盟はこの見解を受け「記録挑戦への協力者」として公認・公表するに至ったという次第である。

以後、男女を問わず日本における主要なマラソン競技大会では複数のペースメーカーが起用され、大会の「成功」に欠かせない存在となってきた。

自らのうちに、完走、さらには入賞さえもの可能性を秘めているにもかかわらず、競技中途までのペースメイクに自己のパフォーマンスを限定するという参加・出場様態はどのように理解されるべき現象であろうか、またこのようなペースメーカーの助力によって成績・記録は向上するのであるが、こうした条件のもとで達成される成績・記録はどう評価されるべきなのか。

こうした問題意識は競技としてのマラソンの本質にかかわる論点である。

ロールズの正義論をも援用しながら、①ペースメーカー起用による成績・記録と公正性、②ペースメーカーのマラソン競技への出場者としての資格如何、という2点から検討を加えてみたい。

ペースメーカー起用による成績・記録と公正性

「ペース配分を間違えた」といった言説は、走競技者の敗因分析としてよく口にのぼるものだ。42.195km、競技時間にして2時間超にもおよぶマラソン競技では、ペースメイク、ペース配分は競技成績を左右する重要な要因である。

2005年11月20日、東京国際女子マラソンで高橋尚子は2時間24分39秒で見事優勝し復活を果たした。レース前に発覚した筋膜炎の不安をも克服しての優勝にはひとつの要因がかかわっ

¹ asahi.com 2003.11.23

ていた。彼女自身「序盤で印象的だったのは、ペースメーカーですね。本当に上手いなあ、狂っても1秒で、正確だなんて感心していました」²とレースを振り返っているように、この大会でペースメーカーは重要な役割を果たした。

「あの時以来、私の時計は止まったままなんです」³という、2年前の同じ東京国際女子マラソンで、高橋は最初の5kmを16分14秒で飛び出して後半で失速し優勝できなかった。2回連続のオリンピック優勝をかけたアテネオリンピックへの出場切符を逃したのであった。

今回は、最初の5kmのタイムは17秒01秒。ハイペースで飛び出すこともなく、高橋を含む先頭集団のランナーたちはペースメーカーが作る流れに従っていた。

このように高橋の2回にわたる東京国際女子マラソンにおける対照的な結果は本人の言からも明らかなように、ペースメーカーの存在如何によるところ大なのである。日本陸上競技連盟が“ペースを得ること”に関してとりたてて競技規則 第144条②-(3)で規定し、自己以外からの助力を禁止しているのも、マラソン競技におけるペースメイクの重要性を裏付けているとみなすことができよう。

中村は「たとえば陸上競技で新記録の樹立といわれていることが、本当にそれ以前のランナーより速く走ったのか、高く跳んだのかということに疑問をもたざるをえないことがある」⁴と述べ、無条件での記録の比較に疑問を呈している。条件の違いをもたらす要因として中村は技術、施設・設備、用・器具に言及している。

また寒川は、スポーツをスポーツ文化複合と概念化し、技術（物質）文化、社会文化、精神文化からなるシステムととらえ、こうした把握が比較研究等へもたらす優位性を主張している。⁵

本稿では競技様相に違いを生ずる新たな要因としてペースメーカーを考察するのであるが、影響をもたらす他の要因とのかかわりでペースメーカーはどのような位置を占めるのだろうか。各個人の筋肉に占める速筋、遅筋の割合は両親から受け継いだ素質で決定されているのだという。こうした先天的な筋肉構成が競技成績を左右する重要な要因であることは当然のこととして、こうした先天的・素質的要因と並んで、後天的・学習的諸要因の競技成績に資する貢献も無視することができない。社会の進展にともなってますますその比重を高めていくことになるであろう。

競技成績を促進する後天的・学習的諸要因の構造化を次表のように提案してみたい。

この表は中村の指摘に、気象、トレーニング方法、競技運営の3要因を加え、それぞれの要因の特質を構造化したものである。

² 黒井克行、2005、「高橋尚子」『Number』642: 106

³ 同上p.67.

⁴ 中村敏雄、1995、『スポーツルール学への序章』大修館書店 209。

⁵ 寒川恒夫、1991、「スポーツ文化複合」『体育の科学』41-2: 139-145

要因は大きく自然条件（気象）、科学・技術的条件（施設・設備、用・器具、トレーニング方法、運動技術）および組織的条件（競技運営）、精神的条件（価値観・倫理観）に分類される。

なお寒川の文化複合論との関係でいえば技術（物質）文化に科学・技術条件が、社会文化に組織的条件、精神文化に精神的条件がほぼ対応することになる。

競技成績の促進要因の構造化

条件	要因	要素	階層	契機
自然	気象	気温・風速 etc.	自然	科学の認識対象
科学・技術	施設・設備	走路（タータン）・コート（オムニ） etc.	物質	科学の外的適応
	用・器具	シューズ・ユニフォーム etc.		
	トレーニング方法	インターバル・高地トレーニング etc.	身体的技術	科学の内的適応
	運動技術	ピッチ走法・背面跳び etc.		
組織	競技運営	午前決勝・ペースメーカー etc.	社会的技術	競技展開への組織的介入
精神	価値観・倫理観	勝利至上主義 etc.	精神・心理的エトス	勝利・メダルへの誘引

自然的条件は人間の力ではコントロールすることができず、科学の適応はその予測に限定される。言うまでもなく、予測能力の発展はひとつひとつに自然現象への対応を可能にさせ、災害を最小限にとどめるなど、多大の恩恵をもたらす。スポーツの成績・記録は気温等の気象的要因に左右されるところが大きい。オリンピック等のスポーツイベントで主要スポンサー国のTV視聴時間に合わせるため、現地の悪コンディションの時間帯に競技の開始時間が設定されることがある。商業主義のもたらす弊害として指弾されるところである。しかしこの場合も自然条件それ自体が人為的にコントロールされたというわけではなく、自然的条件はスポーツにとってひとつの前提条件ととらえることができよう。こうした意味でスポーツ競技の記録促進要因としての以下の3条件とは次元を異にする。

科学の外的適応（施設・設備、用・器具）、科学の内的適応（トレーニング方法、運動技術）からなる科学・技術的条件は人類の歴史にそって発展する背後的条件である。スポーツ記録の向上にとって主要な条件であろう。ドーピング等の逸脱的適応をも伴いながら、この科学・技術的条件はスポーツ記録を押し上げ続けてきたし今後ともそうであろう。人類の歴史にそって発展する科学・技術は恩恵を生活の全領域に及ぼすところにその特質があり、スポーツという領域のみ

をその埒外におくということは難しい。マラソン競技においても留まることのないシューズ開発や高地トレーニング方法の開拓などこの面での事例に事欠くことはない。

しかし、科学・技術の適応において制限が無いということではない。

2009年の北京オリンピック競泳での金メダリストの94%は高速水着レーザー・レーサーを着用したという。レーザー・レーサーは英国スピード社によって競泳用に開発された水着で、ポリウレタン製のパネルで覆われ、体を締め付けることによって体の表面積を縮小し、水による抵抗を減らすという画期的なアイデアによって開発されたものだ。

こうした事態に対し、国際水泳連盟は2009年に規定を改定し、素材はポリウレタンを禁止し繊維のみとするなど、高速水着着用は競泳の本質をゆがめるという批判にこたえざるをえなかった。⁶

ところで服部は「サバイバル登山」を提唱しているが、これは科学・技術的条件をも拒絶するという点で斬新な試みであるといえよう。

登山において機械文明に頼らず自然にたいしてフェアであることを求めるという思想から「サバイバル登山」が開拓されている⁷。4,000人近いポーター、固定ロープ、酸素ボンベなどに支えられた8,611mの高峰K2の登頂経験に疑問を抱いた服部は、電池で動くラジオ、ライト、時計等を持たず、食料は米と調味料だけを持参、山菜やイワナなど現場調達を食料の基本とする新たなスタイルの登山をとおして強くなった自分を実感したという。2003年8月の、25日間をかけた北海道・日高山脈の日勝峠から襟裳岬までのひとり縦走は、食料と燃料を担いだ従来の登山スタイルでは不可能である。

このように機械文明の利用を拒絶することで新たな活動スタイルを創出するという現象が生じてきているが、他のスポーツ領域でもこうした展開があるのかどうか、注目されよう。

こうした新たに出てきた動きに留意する必要性を認めつつも、記録の向上は科学・技術的条件に支え続けられることは間違いのないところであろう。うち続く新記録の更新をランナー個人の能力によるものとして、記録に絶対的な価値を与えることには慎重でなければならないであろう。前述した中村の言及も記録の無条件な絶対視にたいして注意を喚起していると読みとるべきであろう。

さて、その誘引は何であれ、勝利への執着も成績・記録を左右することが多く、こうした精神的条件も軽視することはできない。メンタル・トレーニングによって形成される性向のみならず、より深層に属するエートス等もこの条件に含まれる。

ところで、本論の主題とするペースメーカーの導入は以上に述べたふたつの条件について組織的条件と規定されよう。勝利や記録にむけて全力で取り組むべきところを、黒いカネなどを対

⁶ asahi.com 2010.1.14

⁷ 服部文祥、2006、『サバイバル登山家』みすず書房

偏に故意に相手に勝利や記録を得させる逸脱プレイは八百長として非難されるが、これなど、組織的条件の違反形態であろう。ペースメーカーは大会組織によって近年導入されるようになってきているのであるが、高橋選手の2回にわたる東京国際女子マラソンにおける経験でも明らかになったように、特に成績・記録の向上に貢献することは確かである。

しかし、科学・技術的条件と組織的条件が違うのは後者が社会全体に一種の必然性をもって浸透するような背後的条件とは考えられないという点だろう。

「42.195kmという長距離を如何に速く走破できるか」というマラソン競技の目的にてらして、その重要な要素であるペースメイクの能力を一般出場者から疎外する結果をももたらすことになるペースメーカーの採用は、マラソン競技の本質に関わる問題である。

こうして、ペースメーカーの参加は、組織的条件という必ずしも社会の進展に必然しない背後的条件を構成するので、その貢献による記録向上に公正性、正当性は認められない。

重要な競技要因であるペースメイクのための消耗を免除され、それを1秒を越えて誤らないペースメーカーに依託できるのであるから、競技記録は向上しよう。しかし、ペースメイク能力を捨象された成績・記録がマラソン競技の成績・記録として条件を満たしているかは疑問である。

マラソン競技への上場者としてのペースメーカーの資格

2006年東京国際マラソン(1月12日)でペースメーカーとして参加したベン・キモンデュ(ケニア)は2001年のシカゴ・マラソンでペースメーカーとして出場し先導した後、そのままゴールし優勝した経歴の持ち主である。2004年の東京国際マラソンでも2時間8分52秒で3位に入賞するなど実力は証明されている。

もしキモンデュが2006年の大会に選手として参加し、同タイムを記録できておれば、優勝者アンベッセ・トロッサ(2時間8分58秒)を押さえ優勝していたことになる。同大会に参加した他のペースメーカーもキモンデュと同等もしくはそれ以上の実績を擁する実力者であった。

事情は女子のマラソン競技でも同様で、2時間30分を切るよう実力者がペースメーカーとして起用されている。

このように完走・入賞、優勝をも期待できる実力をもちながら、途中棄権を前提にしての参加というペースメーカーのあり方はどう理解すればよいのか。

エントリーが認められたランナーは怠りなくトレーニングを積み、可能な限りの準備を整えて大会へ臨むであろう。スタートラインに並んだ時には、苦しかったトレーニングを思い出しながらも、気象条件と自己のコンディションをうかがいつつ、何度も反芻してきたレースの作戦を思い起こしていることだろう。そしてそれらの思念の帰着する点は、42.195kmという長距離を如何に速く走破できるかという目的に他ならない。

ペースメーカーはこうした思念に裏打ちされたレース出場者とは異なる。「42.195kmという長

距離を如何に速く走破できるか」という目的を他ランナーに依託し、自らの役割をその手段的位置に貶めることになる。こうしたペースメーカーの役割は、前述したように当該レースの優勝記録を押し上げることで、当該領域における限界の打破に貢献することにはなる。しかし個人レベルでみると「42.195kmという長距離を如何に速く走破できるか」という競技目的を逸脱するということで出場資格を欠いていると判定されるであろう。

間接的ではあれ競技記録の向上に貢献しているのであるし、それもランナーとしての相当の実力を要求されるペースメーカーという役割をとおしてであるから非難されるべきではない。本人は相応の対価、報酬も得て満足しているのではないかと、という反論も出てこよう。

しかし競技者個人の満足という次元で評価を下すことには慎重でなければならないし、その満足の源が金銭であるとしたなら、なおさらである。

友添は、現代のトップスポーツは「勝利至上主義」にとって代わって「現金（ゲンナマ）至上主義」が支配し、スポーツ文化が「弱肉強食文化」と化した、と述べている⁸。しかしこの指摘はまだ勝利とリンクする限りでの現金（ゲンナマ）を意味しているのであり、「42.195kmという長距離を如何に速く走破できるか」というマラソン競技の目的に必ずしも背くことではない。しかし、ペースメーカーは勝利とは連結しないのであり、その出現はこうした「現金（ゲンナマ）」至上主義という診断に該当する新たな事態ではないかと考えられる。

2003年のロンドン・マラソンで英国のポーラ・ラドクリフが2時間15分25秒という当時であったの世界新記録で優勝した。しかしこの記録は特別に男子ペースメーカーの援助を受けてのものであった。先述したように日本陸上競技連盟競技規則 第144条②-(3)でも“その競技に参加していない者によってペースを得ること”は禁止されており、男子ペースメーカーの完走、成績記録の公式化が予定されていない以上、男子ペースメーカーは“競技に参加していない者”と断ぜざるをえない。出場資格の欠落という点で、女子マラソン競技における男子ペースメーカー採用事例の問題性はもはや議論の余地はないであろう。

ロールズは正義の第2原理として、(1)格差原理と、(2)公正な機会均等原理をあげる。⁹

機会均等原理とは公正な機会の均等という条件のもとで、地位や職務がすべての人に開かれており、そうした条件のもとで不平等は許されるということを意味する。ここでマラソン競技を「42.195kmを走破する速さという一元的指標の実績に基づいて、順位を配分する個人競技」と仮説しよう。上位の1位、2位、3位といった順位は実質的にはともかく、全出場者に開かれていることが前提になっており、各選手の実力を別にしてどの出場者にたいしてもそれらの順位・地位の獲得を妨害するような条件は設定されることはない。唯一、ペースメーカーにたいしてだけこの仮説は閉じられている、というか、ペースメーカーはそのような条件に自らを置いている、

⁸ 友添秀則・近藤良享、2000、『スポーツ倫理を問う』大修館書店p.33

⁹ ジョン・ロールズ（矢島鈞次監訳）、1978、『正義論』紀伊国屋書店 p.232

ということができらるだろう。

社会的・経済的不平等は、(正義に適う貯蓄原理と矛盾せずに) それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化する限りにおいて認められる、とする格差原理に関してはどうか。ペースメーカーの貢献はもっぱら上位集団に対してであり、この点で出場者を不平等な関係に置くことになる。そして上位集団の記録向上は下位集団の便益(記録向上)を最大化することにつながるとはいえない。自分の出場した大会で〇〇という優勝記録が出たという記憶材料になることはあっても、ペースメーカーの助力を得れば可能であったかもしれない自らのタイム短縮を凌駕する価値をそのことに代置することはできないであろう。

ところで、通常3名前後の外国人選手が25～30km地点まで先頭集団につき、ペースをメイクするというのが見慣れた風景であったが、近年のマラソン競技では、第2集団にも複数の日本人ペースメーカーが伴走するのが目にされるようになった。また特定の出場選手が専属のペースメーカーをつけることが認められるケースも出てきている。

このようにペースメーカーによる支援享受者は拡大する傾向にはある。しかし全出走者に洩れなくペースメーカーがつくことなど不可能なのであり、ロールズの「格差原理」が充たされることは到底ありえない。

このように、ロールズの正義の原理からみても、ペースメーカーの存在は擁護されものではない。

こうして、「42.195kmという長距離を如何に速く走破できるか」というマラソン競技の目的を逸脱するという点、その動機が「現金(ゲンナマ)至上主義」という事態に由来すること、さらにはロールズの正義原理に照らし合わせても、ペースメーカーにマラソン競技へ出場者としての資格を付与することはできない。

おわりに

本稿では①ペースメーカー起用による勝敗・記録と公正性、②マラソン競技へ出場者としてのペースメーカーの資格如何、という2点からマラソン競技におけるペースメーカーの存在に関して検討を加えてみたが、ペースメーカーの起用には疑義を生じさせる結果となった。

最後に、本稿で展開された議論と関わり、今後の動向に影響を与えるかもしれない、マラソン競技における近年の動向を記しておきたい。

高橋尚子選手にとって記憶から消えないレースがある。それは同選手が当時の世界新記録、2時間19分46秒を出した2002年ベルリン・マラソンである。高橋選手はレースの間終始、5人の男性ランナーによって他から遮断されるように取り囲まれて走破したのであった。同マラソンでは以後も好記録が続出している。

国際陸上競技連盟は2011年8月、韓国・大邱で開催された総会で、男女同時スタートの混合

レースで出した世界記録は認めず参考記録とすることを決めた。¹⁰ 世界記録が出やすい大会として知られているベルリン・マラソンにおけるように、男女同時スタートで男子ペースメーカーの恩恵で達成される記録は公平性を欠くと判断されたようである。成績結果は別々に集計・表彰するにもかかわらず男女同時スタートということも、大都会での交通規制の限界という理由によるのであろうが、問題を含んだ競技会運営ではある。

世界記録とは区別される参考記録（世界最高記憶）にとどめるという国際陸上競技連盟におけるルール改正を受け、日本陸連でもルール改訂が検討され、過去における同類記録の取り扱いも含め論議されることになるだろう。

女子マラソン競技における男子ペースメーカーの採用は公正性を欠くとして従来のは扱いが否定されることになった。しかし、その際公平性の参照対象とされるのは女子のペースメーカーが採用される女子マラソン競技なのであり、ペースメーカーの採用そのものは前提に置かれたままなのである。ペースメーカー不採用の世界選手権、オリンピックや過去における様々な競技会における記録成績と、同姓とはいえペースメーカーを採用した競技会での記録成績を同等に扱うことに“公正性”が担保されているとはたしていいのかどうか。本稿の提起する問題点は一層根底的なレベルにある。

ところで、国際陸連における今回の措置で留意されるべきことは、男性ペースメーカーを採用した女子マラソン競技そのものが否定された訳ではない、という点である。“世界最高記録”として、カテゴリーを異にすることによって、この種のマラソン競技が認知されたのだ、というふうに解釈されてもよいだろう。

公平性に疑義があるとされる競技様式であるにもかかわらず、このように別種のカテゴリーとして認知せざるをえないところに、今日における根強い商業主義の浸透を見て取ることができよう。

陸上では1万m走競技でもペースメーカーが起用されるようになってきており、適用種目も拡大する勢いである。

このようにペースメーカーの存在はそのウェイトをさらに増しつつあるというのが現状である。

ところでオリンピックや世界選手権では依然としてペースメーカーの登場は認められていないが、これはどうしてだろう。これまでみてきたように、現実的にはペースメーカーの採用が拡大してきているにもかかわらず、最も権威の高いオリンピックや世界選手権でいまだに認められていないという点にその内包する理念的問題が表れているといえないであろうか。

ペースメーカーという現象はこのような理念的矛盾を抱え込み続けざるをえないであろうし、

¹⁰ 『毎日新聞』、2011.8.24

いつかはその廃止というかたちで解消されざるをえない運命のもとにあるといえるであろう。

こうした趨勢に棹さすように、世界でも最も古いボストン・マラソンではペースメーカーは採用されていない。また大都市マラソンとして有名なニューヨーク・シティマラソンも、ペースメーカーはレースから重要な要素を奪うという理由で、2007年から不採用となった¹¹。競技論としてその本質を見失わないこうしたマラソン大会の健在もその存在意義をますます輝かせ続けるであろう。

(本論文の骨子は「ペースメーカーとマラソン競技論」と題して、九州体育・スポーツ学会第55回大会 2006年9月 於：佐賀大学、で発表したものである。)

¹¹ 『REUTERS』2009.4.28.